

ケーブル・プラットフォームに関する検討結果について

1. 基本的考え方

ケーブルテレビは、これまで、地上デジタル放送への移行が進む中で、加入者数、売上高ともに着実に成長してきたメディアであり、我が国におけるケーブルテレビの加入世帯数は、現在、約 2,700 万世帯を超え、全世帯の過半数が加入するという状況に至っている。

総合情報メディアとして、多チャンネル放送、地域に密着したコミュニティチャンネルに加え、有線を利用したインターネットサービス、IP 電話等も含め、多様なサービスが提供される重要な情報通信基盤の一つとして、発展してきた。

一方、放送サービスの解約が新規契約を上回る傾向もみられる米国の状況等を見れば、今後我が国においても、他の映像配信サービスとの競争等の要因により、ケーブルテレビ事業者を取り巻く経営環境が一層厳しいものとなる恐れがあるとの懸念も指摘されているところである。

また、国内においても、多様な事業者による映像配信サービス参入による競争激化の中で、視聴者の高度なニーズへの対応が不可欠となってきている。

そこで、ケーブルテレビ事業の更なる発展のためには、できるものから、かつスピード感をもって、共通化が可能な業務について、「プラットフォーム」に集約することにより、効率的かつ迅速に、視聴者の新たなニーズに対応するサービスの導入を図る体制を整備することが不可欠である。ケーブルテレビ業界としても、これまでのケーブル・プラットフォームWGへの報告等により、業界における「プラットフォーム」を構築していくことが急務であるという共通認識に立ち、またその実現に向け、ロードマップを策定し、関係者がそれに基づいて実行していくことが重要である、としているところである。

こうした取組みを通じて、サービスの効率化と高度化を進めることにより、今後一層の競争激化が見込まれる映像サービスの分野において、ケーブルテレビ事業者の競争力の強化や視聴者に対するより魅力的なサービスの提供等が期待される。

2. プラットフォームの機能

(1) プラットフォームの機能に関する基本的な考え方

ケーブルテレビ事業者の競争力を強化し、より視聴者にとってわかりやすく、魅力的なサービスを、効果的かつ効率的に提供していくため、プラットフォームに必要となる機能について、次のような基本的な考え方が重要である。

- ① ケーブルテレビ事業者として今後の事業展開に必要な不可欠なサービスに関わるものであること
- ② 視聴者・ユーザーに対し新たなサービスとして可視化できること
- ③ 個々の事業者に対し過度な設備投資を要求しないこと
- ④ 個々の事業者に対し既存サービス提供システムに重大な変更を要求しないこと

(2) 具体的な機能について

上記(1)の基本的な考え方にに基づき、ケーブル・プラットフォームに必要な機能としては、例えば次のような機能が想定される。

これら機能を効果的に運用し、視聴者・ユーザーに対する利便性あるサービス提供のためには、いずれも数多くのケーブルテレビ事業者による業界全体としての共通機能としての実現が不可欠であると考ええる。

また、以下の機能について、視聴契約の締結媒介機能など、視聴者との直接のインターフェースを含め、競争激化の中、視聴者の高度なニーズへ対応していくことが重要である。

① IP映像伝送プラットフォーム機能

視聴者への多様なコンテンツ配信機能を強化し、より利便性がある魅力的なサービス提供をするため、IPによる映像伝送サービスを可能とする機能。

② 既存IDの事業者間連携プラットフォーム機能

ケーブルテレビ利用者の共通ポータルや業界共通の利用者特典の付与など付加的なサービスを実現する機能。既存IDの相互認証機能。地域における共通ID等との連携も可能とすることにより、地域における利便性あるサービスとの共存も可能。

③ 監視プラットフォーム機能

昨今の震災等による事故や、ネットワーク障害への迅速な対応を可能とするため、ネットワーク監視システムの意義がますます重要。この監視システムに関する複数事業者による共通活用機能。

④ AJC—CMS機能

ケーブルテレビが地域に密着したメディアとして、その地域の生活、文化、地域情報等の地域コンテンツを製作しコミュニティチャンネル等により提供しているところ。それらの全国のケーブルテレビ事業者が持つコンテンツの共有化を可能とする機能。

⑤ お客様管理システム(SMS)プラットフォーム機能

個々の事業者による過度な設備投資を不要とし、設備の効率化、サービス提供継続性の確保等を実現するための、クラウドサービスによるお客様管理

システム機能。

なお、ケーブルテレビの再放送メディアとしての視点からも、業界として共通のCASを使用することは、今後の技術の進歩に伴うサービス開発やコストの低廉化等の面で、業界の競争力強化にもつながるものである。B-CASをC-CASに置換するReCASについては、今後導入を予定する事業者の動向や、機器コストの低廉化等の可能性を探りつつ、引き続き可能性を検討することが重要である。

3 特に整備が急がれる機能

(1) 基本的な考え方

上記2で、様々な機能が挙げられたが、以下の事情を勘案すれば、まずはプラットフォームの機能として早急に検討していくべきものとして、IP映像伝送サービスに関する機能が挙げられる。

- ① 今後、OTT等他分野の映像配信サービスとの厳しい競争に対応していくためには、STBを介して家庭内のテレビに配信する従来の形態に加え、スマートフォン、タブレット等幅広い機器への対応が不可欠。これをより簡易なシステム構成と、低廉なコストで実現していく上では、今後、映像配信システムをIP対応に切り替えていくことが必要。しかしながら、個々の事業者がこうした新たな設備投資負担を行っていくことは困難であり、まさに「設備等の共通化」による効率化を目指す、プラットフォームの機能が必要となること。
- ② IP映像伝送サービスについては、昨今の国内外の事業者による映像配信サービスへの参入による競争激化を踏まえると、ケーブルテレビ業界としても早急に対応を行っていく必要があると認識されており、特にIP-VODサービスについては、すでに一部のケーブルテレビ事業者による本年中のサービス開始が検討されているところである。
- ③ 諸外国においても、すでに大規模ケーブルテレビ事業者によるVODサービス、多様なデバイスによる視聴や見逃し視聴等の多彩な視聴形態等の実現が具体的なサービスとして開始されているところであり、我が国としても早急な対応が求められていると考えられる。

(2) IP-VODサービスについて

早期に視聴者・ユーザーに対して新たなIP映像伝送サービスの提供を実現する観点からは、プラットフォーム機能に関して、まずはIP-VODサービスの

早期実現を図ることが重要である。その際、次のような要求条件に応じていくことが必要と考えられる。

① 多くの事業者による参画の実現

業界全体としてのケーブル・プラットフォームによる、規模の経済によるメリット、視聴者に対する共通的なサービスの実現等をするために、最初に提供される機能であるIP-VODサービスについて、多数の事業者が参画し、それを利用することが不可欠である。

② 多くの事業者が参画可能なビジネスモデルの検討、構築

上記①にあるように、多数の事業者が参画するためには、参画しやすいビジネスモデルの構築が不可欠である。

例えば、

- ・ ランニングコストについて、事業規模に応じた差を設ける等。
- ・ ID認証などのシステムについてクラウドを活用するなど、システムの効率化につながる改善を行う。
- ・ 規模のメリットを生かすために、大規模事業者が積極的に参画する。

(3) IPリニア放送サービスについて

IP映像伝送サービスとして、IPリニア放送サービスについても議論が行われた。IP化により、見逃し視聴サービス、マルチデバイス対応、スタートオーバー等の視聴の高機能化などへの対応がしやすくなり、特に、今後のケーブルテレビサービスの高度化に向け、IPリニア放送によるサービス提供への期待がますます高まってくると想定されることから、多くの事業者の参画を得て安定したサービスを提供できるよう、事業化に向けた試験放送等の早期実施を目指すべきである。

(4) 監視・制御機能の提供について

上記2に掲げたプラットフォームの機能のうち、「監視プラットフォーム機能」についても、昨今の震災等への迅速な対応、復旧や、重大事故等への対応等に向けて早期に実現すべき機能である。特に、IPを活用したネットワークの監視制御の仕組みを充実させるべきである。

4 プラットフォームの主体

(1) 主体の性格に関する基本的な考え方

上記2、3に掲げた機能について、業界共通の基盤となるプラットフォームとして提供する主体の性格としては、次に掲げるような要件を満たすことを求めら

れると考えられる。

- ① ケーブルテレビ、通信サービス含めた総合的なサービス提供、より柔軟なサービス提供が可能であること
- ② 複数のケーブルテレビ事業者により共通設備として運用されている既存のリソースを活用すること等を通じ、より迅速かつ効率的な事業着手が可能であること
- ③ ケーブルテレビによる今後のサービスの高度化を視野に入れた事業を担うことが可能であること
- ④ 参加企業全体の利益を考え、公平で、事業計画に整合性が確保されること
- ⑤ 標準化されたSTBの活用など、技術的な中立性が確保されること
- ⑥ 全国のケーブルテレビ事業者が参加可能であるなど、オープン性を確保すること

(2) プラットフォームの主体に求められる具体的な要件

上記(1)のような性格を持って、プラットフォームの機能を提供する主体が実際に業務を行っていくにあたっては、以下のような要求条件に添えていく必要があると考えられる。

① IP映像伝送サービスの提供

プラットフォーム機能として早期実現が必要と考えられるIP-VODサービス機能については、当初は、個々のケーブルテレビ事業者によって提供されている場合があることも想定される。この場合、業界全体のプラットフォームを早期に構築する観点から、個々の事業者から新たなプラットフォームの提供主体への移行・統合を円滑に行うとともに、その進捗状況を明らかにしていくことが肝要である。プラットフォーム事業者も当然に上記3(1)で示したプラットフォーム実現に向けた課題について対応をしていくべきである。

② IPリニア放送の検討開始

ケーブルテレビサービスの高度化に向けたプラットフォーム機能として議論されているIPリニア放送についても、多くのオペレータの参画を得て安定したサービスを提供できるよう、事業化に向けた試験放送等の早期実施を目指すべきである。

③ プラットフォーム事業者としての信頼性の確保

プラットフォーム事業者は、公平性、オープン性、技術的中立性など、ケーブルテレビ事業者のための事業を行うという理念と、将来展望を踏まえた具体的なサービス内容を明示し、事業者への周知に努めるべきである。

また、放送法上の有料放送管理事業者としての要件を満たすことが想定さ

れ、要件に該当するサービス提供を始める前に、早期に届出を行い、事業者への理解を求める期間を確保すべきである。

さらに、業界全体のプラットフォームであるという位置づけを明確化するために、プラットフォーム事業者となりうる企業体の現状分析を踏まえ、業界の「公器」とする方策について、業界としても早期に検討し、対応すべきである。

5 プラットフォームに関するルール等

プラットフォーム事業者となる者は、業界全体の統一的なプラットフォームとして、視聴者に対する責任、業務の適切かつ確実な運営等を行うことが求められる。

放送法上、有料放送管理事業者に関する規定があり、有料放送の受信者を保護するために、次の要件をすべて満たす者については、有料放送管理事業者として届出を行い、業務の実施方針を策定し公表することとなる。

- ① 有料放送の役務の提供に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務を行う。
- ② ①の契約により設置された受信設備によらなければ①の有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務を行おうとする。
- ③ 省令で定める数以上(10以上)の有料放送事業者のために上記業務を行う。

(1) プラットフォーム事業者に関するルール

本検討会においてケーブル・プラットフォームの機能、主体について検討を行い、プラットフォーム事業者となろうとする者は、業界全体としての統一的な機能を果たす役割を担うものであり、また今後視聴者との契約締結媒介等、インターフェースを担っていくことが想定されるものである。

特にIPリニア放送をはじめ、有料放送管理を行う者として、限定受信方式による視聴形態のサービスを実施することが想定され、その運営手法、業務の適切かつ確実な実施を確保するため、放送法上の有料放送管理事業者として位置づけられることに留意して、適切に対応することが必要であると考えられる。

プラットフォーム事業者となる要件に該当するサービス提供を始める前に、早期に放送法上の届出を行い、業務の実施方針については関係事業者等の意見を踏まえながら策定、公表を行っていくことが求められる。

(2) MSOに関するルール

ケーブルテレビ業界においては、効率的な経営を行うことを目的として、複数の地域のケーブルテレビ事業者を所有・運営する統括運営会社(MSO)

(Multiple System Operator)) が進展してきたところである。

MSOはその所有するケーブルテレビ事業者に関する経営管理機能を有するほか、設備や番組の一括調達等行っているところであり、今回の検討の過程で、一部のMSOでは、カスタマーセンターを統一し、視聴者からの契約締結の媒介、取次等を実施するとともに、有料放送の限定受信方式による視聴形態の実施に重要な役割を担いうる事業者もあることが明らかとなった。

近年、ケーブルテレビの社会的影響力の拡大から、その設備やネットワーク維持の信頼性、継続性の確保が重大な課題となっているところであり、ネットワーク障害等の事故が起こった場合には、MSOと個々のケーブルテレビ事業者との連携等により、引き続き、迅速で正確な状況把握等も期待されているところである。

このように、ケーブルテレビの社会的責任や信頼性の確保の観点からも、視聴者との向き合いを行い、有料放送の限定受信方式による視聴形態の実施に重要な役割を担いうるMSOについても、プラットフォーム事業者と同様、放送法上の有料放送管理事業者として位置づけられることに留意して、適切に対応することが必要であると考えられる。

6 プラットフォーム整備の時間軸、目標

上記のようなプラットフォームを実現するためには、その実現に向けた目標時期や、目標値を設定し、明確化することにより、関係者一体となって実現に向けて取り組んでいくことが必要である。

視聴者にとってより利便性が高く、安心・安全にサービスの継続を享受し、国内外におけるケーブルテレビの競争力を強化するためにも、ケーブルテレビ業界が協力して、下記に示す目標時期、目標項目について、可能な限り早期の実現に取り組んでいくべきある。

プラットフォームの実現は、ケーブルテレビ業界全体にとって喫緊の課題であり、以下のスケジュールに関わる進捗状況や、個々の目標達成に関わる課題の把握、解決策の検討等については、本年7月中にも日本ケーブルテレビ連盟に検討の場を設け、これを実施していく。日本ケーブルテレビ連盟は、上記の検討にあわせ、目標達成に向けた進捗状況等について、ケーブルテレビ事業者等に対して可能な限り明らかにしていくよう努めることとする。

(1) 2013 年度中

① IP-VODサービスについて

2013 年度中には、ケーブルテレビ業界の関係者が協力して、プラットフォームの機能を担う事業者を立ち上げ、サービス提供を開始することを目指す。併せて、2013 年度中に 30 社程度のケーブル事業者が、プラットフォーム事

業者に参画する状況とすることを目指す。

② IPリニア放送サービスについて

新たにプラットフォームとなる事業者は、速やかに関係者との調整などを開始し、2013年秋頃を目処に、今後の取り組みについての方針を確定する。

③ その他の機能について

上記2に示した、監視制御機能や、ID認証の機能など、プラットフォームに喫緊に必要となると考えられる機能のうち、IP映像伝送サービスに関する機能以外の機能については、引き続きケーブルテレビ業界全体として検討を行い、できる限り早期に、実現しうる機能から具体化に入っていくこととする。

(2) 2014年度以降

① IPリニア放送サービスについて

2014年4月から、事業性及び実現方法を検証するための試験放送を開始する。

② IP-VODサービスについて

将来的には、インターネット接続サービス等提供している約250の事業者が参画することを目指す。

③ その他の機能について

上記2に示した、IP映像伝送サービスに関する機能以外の機能について、ケーブルテレビ業界の検討を踏まえて、できる限り早期に、プラットフォームに機能を実装していくことを目標とする。

今後、ケーブルテレビ業界としては、上記の目標に沿って整備が期待されるプラットフォームを活用することにより、4K、8Kやスマートテレビといった放送サービス高度化への対応など、更に高度なサービス提供に積極的に取り組むこととする。

また行政としては、こうしたプラットフォームへの参画・利用を通じ、我が国のネットワーク全体の強靱化や、4K、8Kやスマートテレビといった高度なサービス提供に取り組む個々のケーブルテレビ事業者に対し、引き続き、支援の実現に取り組むこととする。